

上神谷年貢関係史料の一考察——「山年貢」と「名寄帳」を事例に——

神谷 智

はじめに

本稿では、「小谷家文書」にある上神谷年貢関係史料のうち、山年貢と「名寄帳」についての考察をしたい。

山年貢については、古くから知られてはいるものの、具体的な研究は管見のかぎり見いだせなかつた。『国史大辞典』(1)における山年貢の説明は、この『地方凡例録』(2)における以下の記述に依拠したものである。

一 山年貢

是れ百姓の持山にて反別もありて銘々地主極り、年貢米金員数も出方定り、木柴を取来るあり、又無反別もあり、或へ総村入会にて、持主定らざる山方もありて、夫々郷帳外に記し年貢を差出す」となり、又同じ山にても山高とて高に結びて年貢を納める山へ、田畠同様本途物成の内に入れ、又高外の山年貢へ小物成の内なり、勿論持主ある山へ田畠同様質入にもいたし売買もする」となり、

本稿で注意しておきたいのは、山年貢が賦課される山は、個別百姓の持山で、反別・地主・年貢高が決まつて、反別が決まっていない場合もあり、あるいは総村入会にて、持主が決まっていない山もあるという点である。持主については百姓持山と総村入会があり、反別も決まつてない場合といふ場合があるといふ。これを確認した上で、上神谷における山年貢の実態を具体的に検証するのが、本稿の第一点である。

いきに「名寄帳」についてであるが、前掲『国史大辞典』(3)によれば、「年貢公事収納のための土地台帳」で、近世では「村内の年貢納入者」とい、その田畠・屋敷の等級・面積・分米などを一筆ごとに記入し、集計したものである」のが名寄帳である。「名寄帳」という表題が記された史料

のうちの多くが、このようない内容であるために、このように定義されたものと思われる。ところが上神谷には、この内容以外にも、「名寄帳」と記された史料がある。この点について検討するのが、本稿の第二点の課題である。

以上の二点について、以下分析をしていきたい。

一 山年貢

1 山年貢賦課地の種類

「小谷家文書」にある山年貢関係史料のうち、近世初期のもので、上神谷各村がかかわつてゐる史料としては、【史料1】文禄三(一五九四)年のものとある「上神谷山御年貢之覚」(4)、【史料2】寛永二二(一六四四)年七月二三日付「和泉國大鳥郡三神谷中目録」(5)、【史料3】年未詳の「泉州大鳥郡上神谷山年貢覚」(6)の三つがまず挙げられる(以下【表1】を随時参照)。

【史料1】「上神谷山御年貢之覚」(○数字は筆者の注記、以下同)

① 一五拾四石八斗四升八合 文禄三年御檢地帳 小出播磨守様上ゲ
申ひかへ之面

内

② 武拾六石 谷中立合山年貢
此わけ

逆瀬川村

烟村

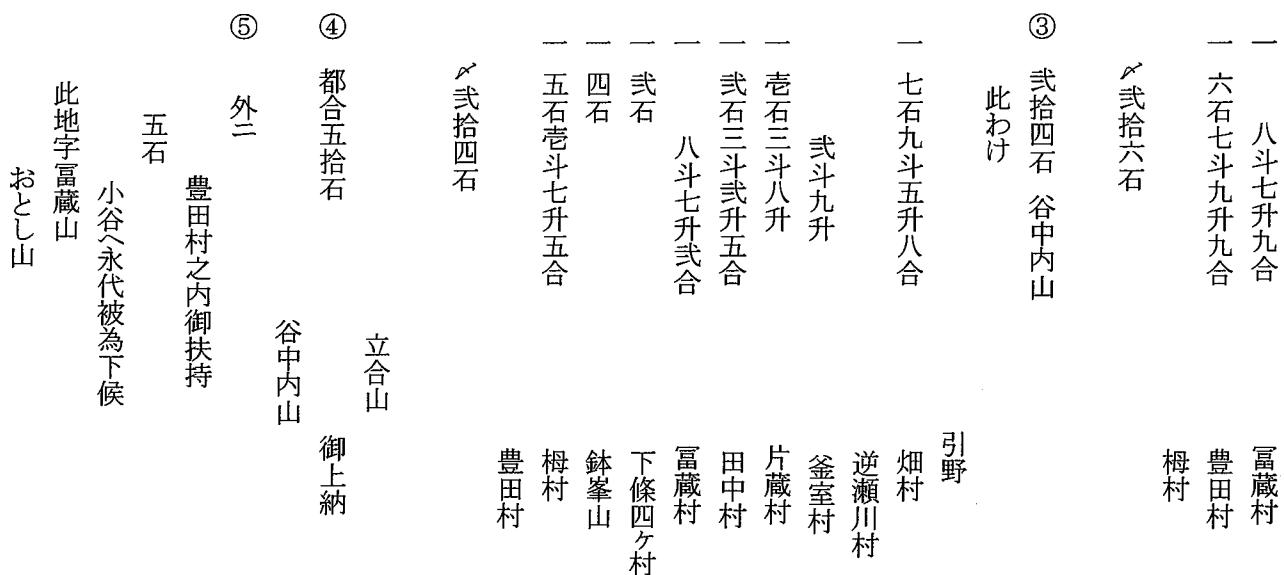
釜室村

片蔵村

田中村

下条四ヶ村

一 三石武斗六升八合
一 武石四斗 壱合
一 武石八斗四升五合
一 壱石五斗九升五合
一 八石武斗一升三合



まず【史料1】についてであるが、冒頭に①「五拾四石八斗四升八合文禄二年御検地帳 小出播磨守様上ヶ申ひかへ之面」と書かれており、文禄二年検地帳において、五四石余の山年貢が上神谷に賦課されていてることがわかる。次に②「内式拾六石 谷中立合山年貢」とあり、その内訳が村別に書かれている。全部で九ヶ村であるが、「下條四ヶ村」とあるので、結局一二ヶ村となる。そのうち逆瀬川と畑は合わせて「三石武斗六升八合」、豊田と梅も同じく「六石七斗九升九合」とまとめられている。三番目に③「式拾四石 谷中内山」とあり、同じく村別に山年貢高が書かれている。その後に④「都合五拾石、立合山・谷中内山御上納」＝②と③の合計が示されている。最後に⑤「外ニ五石、豊田村之内御扶持小谷へ永代被為下候」とあって、山の名前が九ヶ所書き出され最後に「小谷持山」と書かれている。(②+③=④)+⑤の合計は五五石であり、冒頭①の五四石八斗四升八合とは正確には合わないが、誤差の許容範囲と思われる。

【史料2】「泉畠大鳥郡上神谷山年貢覚
小谷大夫進」

⑥一七石九斗五升八合

引野畠村

(後略)

此銀子壹貫七十壹匁 北村清介殿へ渡ス

武斗九升	一 壱石三斗八升	一 片藏村
武石三斗武升五合	一 八斗七升武合	田中村
武石四斗	一 四石	富藏村
八升武合六勺	十一石 八升武合六勺	鉢峯山
豊田村ノ内山小谷江為御扶持と	下條四ヶ村	下條四ヶ村
都合五拾五石九斗七合六勺	但し豊田村一帳也	但し豊田村一帳也
甘六石 谷十二ヶ村立合山	梅村	梅村
甘九石九斗七合六勺		

永代御引被為下候
此山地写覺

⑩一慶長拾三年山年貢米五拾石
此口米三壹石
合五十壹石

なお⑧「都合五拾五石九斗七合六勺」という〔史料2〕の合計は、〔史料1〕の合計である①「五十四石八斗四升八合」、あるいは別合計の五五

小谷へ永代被為下候の記述とほぼ同じである。また⑧では各山の名前が九ヶ所書き出されているが、この山名を⑤の山名と比較すると、⑤が「寺山」と⑨「添尾山」以外の八ヶ所はすべて一致する。おそらく「寺山」と「添尾山」は同じ山で、別称と思われる。⑨は⑤の「小谷持山」と同じ内容である。

- 169 -

石とも、約一石余異なつてゐるが、前述したように「れも口米壹石が計算された」とからによると思われる。

以上、多少の数字の食い違いがあるものの、⑥が③、⑦が②、⑨が⑤と対応しており、各々「谷中内山」「谷中立合」「小谷持山」と同じ種類の山年貢と思われる。

【史料3】[寛永廿壹年申ノ七月廿三日和泉國大鳥郡三神谷中目録]

(中略)

山長七町程、横三町程 但小松有之

此年貢壹石五斗三升

畠村

(中略)

山長拾壹町程、横五町程 但小松有之

此年貢五石壹(七)斗三升三合

又壹斗五升 茶代

逆瀬川村

(中略)

山長八町程、横貳町半程 但小松有之

此年貢貳石四斗四升壹合

又貳斗一升 茶代

富藏村

(中略)

山長拾町程、横貳町程 小松有

此年貢壹石五斗七升七合

又三升貳合 茶代

小代村

(中略)

山長貳町程、横壹町程 小松有

此年貢壹斗四升

又四升 茶代

豊田村

(中略)

山長拾八町程、横四町半程

但シ所々取合小松有之

此年貢五石三斗貳升五合

梅村

山長八町程、横三町程 但小松有之
但大庭寺村大平寺村小代村和田村四ヶ村立合
此年貢壹石九斗九升五合

(片藏村)

山長拾町ほど、横式町程 小麥有

此年貢八斗八升

茶代 六升

山年貢合式拾四石九斗七升六合 村々小前

茶代合五斗五升

⑫ 惣

一山長六町程、横三町程、草山、巻塚山

同

一山長拾式町程、横三町程、ふせの尾、一ノ坂山、草山

同

一山長式拾町程、横拾三町程、奥山

内三分二小松有之

右三山年貢

合式拾五石式升四合

但下条・豊田村・とか村・かたぐら村・田中村・釜室村・

とがくら村・畠村・逆瀬川村・九ヶ村立合

【史料3】は、「泉畠大鳥郡上神谷山年貢覚」から山年貢関係部分を抜き出したものである。⑪村別に山の長・横・小松の有無、年貢高、茶代などが書かれ、最後に「山年貢合式拾四石九斗七升六合 村々小前」とある。さらにその後に⑫「惣」として三ヶ所の山の長・横・小松、山の名前が書かれ、「三山年貢 合式拾五石式升四合」「九ヶ村立合」と書かれ、九ヶ村の村名もある。

⑪を【史料1】③・【史料2】⑥と比較すると、合計は「一石程増えており、各村の山年貢高も異なっているが、鉢峯寺(山)は四石と一致している。また③の「谷中内山」が、⑪では「村々小前」となっている。一方⑫を【史料1】②・【史料2】⑦と比較すると、逆に合計は一石程減っているが、

村名ほどちらも、一〇ヶ村(下條四ヶ村を各一村と勘定すると一三ヶ村)のうち、鉢峯寺(山)を除いた九ヶ村(一ヶ村)で書かれており、一致している。また②は「谷中立合」、⑦「谷十二ヶ村立合」⑫「九ヶ村立合」と「立合」の語で共通している。

以上から勘案すると、上神谷の山年貢は、③「谷中内山」⑥⑪「村々小前」、②「谷中立合」⑦「谷十二ヶ村立合」⑫「九ヶ村立合」からなっていたといえる。前者のなかには、⑤⑨「小谷持山」が含まれているので、これを別に考えると、三つの部分からなっていたともいえるだろう。②⑦⑫は立合山であり、一一(九)ヶ村の惣入会山といえよう。③⑥⑪は「内山」「村々小前」とある」とから、各村が個別に持つ個別村持山といえる。⑤⑨は小谷家の百姓持山となる。

「はじめに」で、山年貢には「百姓持山」と「総村入会」があると指摘した。総村を「惣村」と解釈したとしても、「総村入会」が一個別村が持つ百姓入会地という意味なのか、あるいは複数の村々が共同して持つ村々入会地という意味なのか、判然としない。しかし、以上の分析により、山年貢地には「はじめに」で指摘したような「種類ではなく、「村持山」「村々立合山」の一種類が基本であり、「村持山」のなかに、事実上の百姓個人持である「百姓持山」があつたといえよう。

2 「村持山」と「百姓持山」

「」では「村持山」「百姓持山」の具体的な様相をみておきたい。享保元年(一七一六)正月に写されたと思われる「山御検地帳磨守様へ上申扣」(7)の前半部分は、山名とその山年貢高が書き上げられている【史料4】。

【史料4】「山御検地帳磨守様へ上申扣 本紙之写」

①一壱石九斗五升 米
さかせ川山

四斗四升五合	わたくし山	②
五斗八升	ひきの山	③
一 壱石壹斗六升八合	同所内ノ山	④
一 三石武斗五升	烟山村	⑤
一 五斗六升五合	烟山内山	⑥
七升	かま室弥左衛門	⑦
一 壱斗	常願寺山	⑧
一 壱斗	同所与市	⑨
一 武升	同打三助六	⑩
一 壱斗五升	片藏たかそわ山	⑪
一 七升	同所三良右衛門	⑫
一 八斗七升武合	とひくら山	⑬
一 五升	田中岡田山	⑭
一 武升五合	同所かめのこう	⑮
一 壱石九斗五升	田中山だれ山	⑯
一 九斗二升	かたくら村もり山	⑰
一 三斗	田中山だれ山	⑱
一 二斗五升	上村たうせう山	⑲
一 四石	はちのみね	⑳
一 六斗五升	西山とが山	
一 七斗八升	にし山もり山	
一 壱斗三升	にし山内山	
一 壱升	同所森山	
一 三斗九升五合	西山	
一 壱斗武升	同中段	
一 五斗五升	同しろ山、高つか山	
一 七升四合	多米山	
「小前中ヶ間」(後筆、以下同)		
一 壱斗三升	みきとおし山	

四斗七升	城山	一
一 壱斗	三合	一
一 小谷山ノ内、内二升小川持、此山須田庄兵衛入、 享保年中又右武升小谷入	小谷大夫	一
一 享保年中又右武升小谷入	城山	一
一 八升壹合	城山	一
一 「新兵衛、久左衛門、小安」	新兵衛、久左衛門、小安	一
一 六升六合五勺	しんとう山	一
一 「此山庄大夫山、大下二人ノ山、五兵衛山、後三所小谷入」	城山	一
一 壱斗壹升三合壹勺	大豆谷	一
一 七升三合	箱谷山	一
一 壱斗七升五合五勺	椎尾山	一
一 六升	高そわ	一
一 武升二合	打越山	一
一 二升	かめのをう	一
一 四斗三升	とひくら林はしての畑	一
一 七升	ひきのはた山	一
一 壱斗 三合九勺	あおはた山	一
一 壱斗 九合	大谷山	一
一 九升五合	やなき谷	一
一 五斗 三勺	北しり	一
一 九斗二升九合七勺	長ミね山、地蔵まつ畠ヶ山 同人	一
一 武斗四升	田中山	一
一 三升七合四勺	源四郎山 同人	一
一 武石六斗八升二合	寺山、中尾山 小谷大夫	一
一 武斗六升	おどし山 同人	一

五斗	くりはやし山	同断
「小谷山ノ内、内二升小川持、此山須田庄兵衛入、 享保年中又右武升小谷入」	小谷大夫	
四斗七升	みきとおし山	同断
一 壱斗 三合	城山	一
一 小谷山ノ内、内二升小川持、此山茶屋分、 享保年中又右武升小谷入	小谷大夫	一
一 八升壹合	城山	一
一 「新兵衛、久左衛門、小安」	新兵衛、久左衛門、小安	一
一 六升六合五勺	しんとう山	一
一 「此山庄大夫山、大下二人ノ山、五兵衛山、後三所小谷入」	城山	一
一 壱斗壹升三合壹勺	大豆谷	一
一 七升三合	箱谷山	一
一 壱斗七升五合五勺	椎尾山	一
一 六升	高そわ	一
一 武升二合	打越山	一
一 二升	かめのをう	一
一 四斗三升	とひくら林はしての畑	一
一 七升	ひきのはた山	一
一 壱斗 三合九勺	あおはた山	一
一 壱斗 九合	大谷山	一
一 九升五合	やなき谷	一
一 五斗 三勺	北しり	一
一 九斗二升九合七勺	長ミね山、地蔵まつ畠ヶ山 同人	一
一 武斗四升	田中山	一
一 三升七合四勺	源四郎山 同人	一
一 武石六斗八升二合	寺山、中尾山 小谷大夫	一
一 武斗六升	おどし山 同人	一

一 壱斗 武合七勺 北ノ尾 同人
一 八升四合 山たれ山 同人
一 壱升六合 さくら木南山

「村南山」
一 七升七合 小谷山 小谷

中内山」「村々小前」＝村持山の山年貢には、この【史料4】からすると、

実態としては村持山・百姓持山の両方の山年貢があることになる。換言すれば村持山・百姓持山の山年貢は、まとめて村単位に納められているのである。

冒頭「さかせ川山」から⑥「畠山内山」までを合計すると七石九斗五升八合となり、【史料1】③【史料2】⑥の部分の内、「引野・畠村・逆瀬川村」の山年貢高と一致する。次の⑦「かま室弥左衛門」から⑩まで二斗九升となり、同じく【史料1・2】の「釜室村」と一致する。以下⑪⑫⑯⑰⑲で片蔵村壱石三斗八升、⑭⑮⑯⑰で田中村武石三斗武升五合、

⑬「一八斗七升武合 とひくら山」が富蔵村、⑳「一四石 はちのミね」が鉢峰山と、同様に一致している。㉑の次、「一六斗五升 村 西山」とが山以下は豊田・梅村に相当するものと思われる。」の中には、「小谷大夫山」「小谷大夫」「小谷」とあるように、小谷家の百姓持山も含まれている。下條四ヶ村二石が書かれていないが、この二石を加えると合計は「九石余となり、【史料1】の③「式拾四石 谷中内山」に、同じく【史料1】⑤「外ニ五石」「小谷持山」を加えた数値、あるいは【史料2】⑥の合計「廿九石九斗七合六勺」のから、同じく【史料2】㉑口米一石を引いた数値とほぼ一致する。以上の内容からみて、下條四ヶ村二石を除く、【史料1】の③「谷中内山」・【史料】の⑥に相当する山年貢の書上と思われる。

ただ、たしかにこの史料には、「さかせ川山」「ひきの山」「同所内ノ山」「畠山村」「畠山内山」「とひくら山」「はちのミね」など、純粹な村持山と思われる山も書かれているが、しかし一方で「かま室弥左衛門」「同所与市」「同打三助六」「同所三良右衛門」など、個人の百姓持山と思われる山も書かれている。このほか異筆であるが、「小川持」「須田庄兵衛(入)」「新兵衛」「久左衛門」「小安」「庄大夫山」「大下」「一人ノ山」「五兵衛」「小川山」などの表記もみられる。すなわち、【史料1・2・3】にみられる「谷

つぎに百姓持山について、もう少し検討を加えておきたい。【史料4】において百姓持山と思われるもののうち、その持主の「物成高」＝年貢高がわかる者は下記の通りである。(8)

⑦「かま室(釜室村)弥左衛門」：物成九石三斗三合

⑧同所(釜室村)与市 … 物成拾石四斗九合

⑩同打(ママ、釜室村)三助六 … 物成八石四斗二升六合

㉑同所(片蔵村)三良右衛門 … 物成拾三石二斗七升四合

物成拾三石四斗七升一合

この四人は、物成高からみるといずれも村内の上位に相当する。

一方小谷家は、【史料4】の山名下に「小谷大夫山」「小谷大夫」「小谷」と書かれている山の山年貢を合計すると七石余となる」とから、【史料1・2】にみるような御扶持として山年貢が与えられている五石の百姓持山以外にも、別に百姓持山を持つている」とがわかる。またこの「小谷大夫山」「小谷大夫」「小谷」という表記方法自体、先の四人の百姓持山とは異なる性格のものであることを示唆している。小谷家が村内の上層トップである」とも考慮に入れるとなれば、小谷家の百姓持山七石は、この四人の百姓持山とは、あきらかに異なる性格のものと思われる。さらにに次のような史料もある。

【史料5】(9)

(端裏書)「新田傳兵衛山ノ證文」

賣渡シ申山之事

一 字三つ池原 壱ヶ所 山年貢ハ小谷山之内ニ有之候
此山前々「より」貴殿と我等と中間山ニ而、下刈ハ我等支配仕来、立毛ハ貴殿支配ニ紛無御座候、則山年貢ハ貴殿方「より」只今迄御

上納被成候、然所ニ我等當日ノ御年貢ニ指詰り申付、代銀武百目ニ我等支配仕来候下刈、其方ヘ賣渡シ申候、然上六右中間山ニ御座候得共、向後ハ下刈共、永々此山貴殿御支配ニ可被成候、此山ニ付イツ方ニもかまい無之候、然上六いか様之義出来候共、其方ヘ少しも御難儀かけ不申、判形之者共埒明可申候、為後日仍而如件

三木閉新田賣主

吉兵衛(印)

元禄拾四年巳十一月廿六日 豊田村證人

傳右衛門(印)

同村年寄

吉左衛門

同断

伊兵衛(印)

豊田村

小谷助之丞殿

「山年貢ハ小谷山之内ニ有之候」とある」とから、小谷家の百姓持山であると思われる。【史料4】の「小谷大夫山」「小谷大夫」「小谷」と書かれた山のどれかに該当するかとも思われるが、「字三(池原)」は【史料4】には見当らない。元禄一二年(一六九九)と近世中期になるので、山名(字名)が変わってしまったとも考えられる。それはともかく、この山は、山年貢負担からみれば小谷家の百姓持山でありながら、実態としては吉兵衛と小谷家の「中間山」=仲間山であり、吉兵衛が「下刈」を、小谷は「立毛」を支配してきたという。個人の百姓持山でありながら、その実は複数者の利権が存在しているのである。別に【史料4】では、「一 七升四合 多米山」の箇所に異筆で「小前中ケ間」と書かれている。異筆の意味が現段階ではよくわからないのであるが、一般の「村持山」でも仲間山があつた可能性もある。

以上述べたが、「百姓持山」「村持山」といつても、様々な種類が存在するといえる。すなわち、山年貢負担からみれば「村持山」であつても、実際は、実態も「村持山」である山のほかに、「百姓持山」などもあり、その「百姓持山」も、小谷家のような村内上層百姓で、山年貢が扶持として与えられるものも含め、山名下に「小谷大夫山」「小谷大夫」「小谷」と書かれる百姓持山もあれば、「かま室弥左衛門」など山名自体に個人名が付く、村内中層の百姓持山もある。さらにその小谷家が山年貢を納める百姓持山でも、仲間山=複数者の百姓持山もある。」のように山年貢を納める主体と、実際の山所持が、必ずしも一致していないといえる。

3 山年貢の変遷

「」では、山年貢の納入について、その方法や高の変遷について、概観しておきたい。【表2】は、年貢納入関係史料と思われるものを、山年貢についてのみ村別・年代別にして一覧にしたものである。各帳簿の史料的正確がいまひとつ不明であるが、現時点で判明する」とのみ指摘しておこうと思う。

まず、寛永三年(一六一六)までは、「物成払帳」「払帳」「郷帳納払目録」「郷帳うつし」「勘定目録」など、本年貢納入に関する帳簿と思われるものには、山年貢が記載されていない。山年貢は元和七年(一六一二)「銀上げ三分一大豆山年貢茶代」あるいは寛永三年「銀上榴」のように(留、以下同)、銀納する諸年貢として、この時期は別に徵収されていた。ところが、寛永三年になると「銀上榴」とともに、「物成帳」にも(物成外としてではあるが)山年貢が記載されるようになる。両帳では若干山年貢銀の数値が異なるが、「物成帳」の数値に寛永九年(一六三三)「御払帳」に記載されている「茶代」を加えると、「銀上榴」の数値にほぼ一致するので、数値の差は、茶代が含まれているか否かによるものである。だが、寛永二〇年(一六四二)までをみると、寛永六年(一六一九)「物成帳」および前掲寛永九年(一六三三)「御払帳」には山年貢は記載され

ているが、寛永四・六・一五年(一六二七・一九・三八)の「払帳」および寛永一九年(一六四二)「御物成払帳」には記載されていない。表題の類似や記載内容からみて「物成帳」と「物成帳之櫛」、「御払帳」と「払帳」はそれぞれ同じ性格の帳簿と思われ、両者が寛永一九年に一緒にされて「御物成払帳」となったという推測もできる。すると「物成帳」「物成帳之櫛」系統・「御払帳」「払帳」系統とともに、年によつて山年貢が記載されたりされなかつたりしていくことになる。そして寛永二〇年(一六四三)以降になると、慶安元年(一六四八)を除いて「御物成払帳」の表題に統一され、山年貢も毎年記載されるようになる。ちなみに寛永二〇年は、上神谷が幕領(堺奉行支配)になつた年である。

以上をまとめると、山年貢は寛永三年までは本年貢帳簿とははつきり区別されて把握されていたが、寛永三年以降本年貢帳簿と一緒に記載・把握される年も徐々に出てきて、最終的には寛永二〇年以降は、「御物成払帳」として、物成外としてではあるが、本年貢と一緒に記載・把握されるようになつたといえるであろう。ただ前述したように各帳簿の史料的正確がいまひとつ不明であるので、とりあえず「」では、以上のようないきを指摘するのみでとどめておきたい。

つぎに山年貢高についてみていく。最初の元和七年「銀上げ三分一大豆山年貢茶代」は銀高で書かれているが、それ以外は石高で書かれている。石高記載で最初の寛永三年「物成帳」をみると、たとえば、最初の田中村は三石七斗一升一合となつてゐる。【史料1】で田中村は、谷内山が「壱石五斗九升五合」、谷中立合が「弐石三斗弐升五合」となつてゐる。両者をたすと三石九斗二升となり、上記の数値と近似する。他の村も同様に、【史料1】の谷中内山・谷中立合をたすと、この寛永三年「物成帳」の数値とほぼ近似する。他の年も後述するように変化はしていくものの、この谷中内山・谷中立合をたしたものと考へてよいかと思う。すなわち、これら「物成帳」「御払帳」「御物成払帳」に記載されている山年貢は、「村持山」「村々立合山」を合わせたものとなる。すなわち山年貢は、「村持山」と「村々立合山」の別に把握されているものの、

実際の納入は一緒にされて、村単位に納められていたことがわかる。山年貢高の変化についてみると、寛永二〇年幕領になるまでは、山年貢高は変動している。変動高は、上条九ヶ村は一石未満と微量であるが、下條四ヶ村の方は寛永六年から九年にかけて大幅に変動している。つきの【史料6】(10)は山年貢高が変動したことを示す史料である。

【史料6】

上神谷山年貢之覧		下條四ヶ村
一 拾石七斗一升八合	○内八合たシ	
一 拾式石弐斗七升四合	○此外弐升たす	豊田村
一 四石一斗六升九合	○此外六升たす	片蔵村
一 歳石六斗四升一合	○此外三升たす	釜室村
一 壱石七斗五升一合	○此外三五斗四升たす	富藏村
一 三石九斗三升八合		逆瀬川村
一 七石弐斗八升八合		畠村
一 四石 六升		鉢峯寺
一 三石七斗一升一合		田中村
合五拾石五斗六升		
是ハ江帳之表如此		
酉ノ七月十一日やきにて書寫		

また和田村の山年貢は慶安三年(一六五〇)までは小代村に含まれてゐるが、慶安四年(一六五一)よりわかれ、村単独で山年貢も記載されるようになる。梅村も正保四年(一六四七)までは、本年貢も含めて豊田村と一緒に記載されているが、この年より豊田村とは別記載となり、梅村単独記載となる。ただし山年貢の記載はなく、それまでの山年貢はすべて豊田村が単独で負担する」となつたといえる。ただ以上のよ

うな負担する単位村の変化はあるものの、山年貢高については、寛永二〇年以降は、各村ともほぼ変化がなく、ほぼ固定化されたといえる。

4 小括

山年貢には「村持山」「村々立合山」の一種類があり、それぞれ村別に納入高が決められ、村単位に両者は一括して納入されていた。しかし「村持山」は、実際には「村持山」と「百姓持山」にわかれしており、さらに、「百姓持山」は、一般百姓の「百姓持山」と有力百姓の「百姓持山」(上神谷の場合は小谷家)にわかれれる。有力百姓の場合には山年貢免除地となる山もあるので、これを含めれば、「百姓持山」にも三種類あることになる。さらに有力百姓の場合、仲間山となつている場合もある【図】。ただし以上は、管見限りの史料で分析しただけのものであり、実際にはさらについての山年貢形態が存在したと想定できる。その意味でも、山年貢が賦課される山の実態は非常に複雑であったといえよう。

一方、山年貢高は当初は流動的であるが、寛永末年(あるいは幕領になると、ほぼ固定化される。当初は実態を反映したものであつたが、次第に定量化されていったと想定できる。

1 さよざよまな「名寄帳」

本章では、「名寄帳」について検討したい。「はじめに」でも述べたように、名寄帳の様式は、「村内の年貢納入者」として、その田畠屋敷の等級・面積・分米などを一筆ごとに記入し、集計した様式を探っているのが一般的である。ところが上神谷の近世初期の帳簿史料の内、表題は「名寄帳」でありながら、中は違う様式・内容をもつた帳簿が多く存在する。以下順次紹介していく。

1 年貢勘定機能をはたしている「名寄帳」

慶長二二年(一六〇七)付「泉州上神谷之内 豊田村名寄帳」(11)は、

人別に地字・反畝・分米・メ内あれ・免・物成が記載されている。個別百姓の所持地・所持石高が把握されているので、いわゆる名寄帳ともいえらるかもしれないが、それに加え「免」「物成」などの年の年貢納入に関わる項目も書かれている」とから、名寄帳というよりも、いわゆる年貢勘定帳の機能をしている「名寄帳」といえよう。(つぎに慶長二三年(一六〇八)二二月日付「泉州上神谷之内 梅村 名寄帳」(12)は控帳であるが、人別に免・物成のみだけが書き上げてある。地字・反畝・分米など個別百姓の所持地・所持石高は書かれていないが、やはりこの年の年貢納入高が書かれていることから、これも年貢勘定帳の機能をしているといえよう。また元和五年(一六一九)二二月二四日付「泉州大鳥郡上神谷之内 豊田村名寄帳」(13)、同年月日付「泉州大鳥郡上神谷之内 とか村名寄帳」(14)の二冊は、これも一筆ごとの地字・反畝・分米などの記載はないが、人別に「高」「永荒」「残而・毛付」「此免」「物成」という項目で成り立つており、この記載項目からすれば、やはりどちらも年貢勘定帳の機能をしていると思われる。すなわち慶長・元和年間に「名寄帳」という表題を持つ帳簿のなかには、個別百姓に年貢を割り付ける年貢勘定帳の機能をはたしている帳簿があると思われるのである。

ただし、年貢勘定帳の機能をはたしている帳簿すべてが、「名寄帳」という表題が記されているわけではない。「定ノ申年」(15)という表題がある帳簿は、慶長二三年(一六〇八)のものと推定される控帳である。人別に「高」「荒」「残而・毛付」「此免」「物成」の項目からなつており、元和五年の豊田村・梅村名寄帳と同じ内容である。また慶長年間と推定されている表題のない帳簿(16)も一筆ごとの地字・反畝・分米などの記載はないが、「高」「荒」「無主」「メ毛付」「内免」「物成」などの項目があり、これも元和五年の豊田村・梅村名寄帳とほぼ似ており、年貢勘定帳の機能をはたしている帳簿かと思われる。寛永一〇年(一六三三)と推定されている「酉之年 免割」(17)という表題が書かれた豊田村梅村の横帳は、高・ハタ(烟)・取・わた(綿)高・取・メ・取・メ・大坂詰賃などの項目からなつていて、「高」から「烟・取」「わた高・取」などを引いた数値が

「**々・取**」「**取々**」に一致しておらず、これも年貢勘定帳の機能をはたして、「**ぬい思われる。**」のよつて同じ年貢勘定帳と思われるものでも、「免割」といふ表題であつたり、表題のないものもある。その点からすれば、この時期「名寄帳」＝年貢勘定帳であるとは、へばず、年貢勘定帳を「名寄帳」と呼ぶ場合もあつたといふべつのものであつた。なお、別に第一章〔二〕で前述した「物成帳」という表題の帳簿がある。〔表2〕では村別にまとめ記載したが、実際には個別百姓に納入状況と皆済・未進の結果が記載されており、この「物成帳」は、年貢勘定後の、人別の年貢納入帳といふべきもの。

2 年貢賦課高を記載した「名寄帳」

寛永一七年(一六四〇)一一月吉日付「泉砺大鳥郡之内上神谷豊田村名寄帳」(18)は、人別に一筆(ハ)との記載はあるものの、地字・分米など詳細は書かれていない。高合・内荒・**々**毛付・内島・屋敷の項目が書かれていて、「高合」から「内荒」を引いた数値は「**々**毛付」と一致する。年貢納入に関わる数値は書かれていないので年貢勘定帳ではないが、所持高から作付けしなかつた高を引き、かつ田と畠・屋敷を別に記載して区別している。すなわち、その年の年貢賦課の対象になる高を田畠屋敷別に記載した帳簿と思われる。

寛永一八年(一六四一)五月吉日付豊田村の「名寄帳」(19)の一筆毎の記載はないが、高・荒・**々**毛付・内島高の項目で書かれており、先の寛永一七年一一月吉日付の豊田村「名寄帳」の内容と近似しており、これも年貢賦課を想定した「名寄帳」と思われる。されば、年貢勘定する前に、年貢が賦課される前に、その年の年貢賦課地を書き出した帳簿といえよう。寛永一七・一八年頃の豊田村「名寄帳」には、このよつたなものもあつたのである。

3 家數人數馬數牛數改帳といふ「名寄帳」

寛永二一年(一六四四)七月吉日付豊田村の「名寄帳」(20)は、表紙に「家

数・人數・馬數・牛數・樹木・山方」「上申ひかく也」の加筆がある。内容は高・家(間数・種類)・灰屋・隠居・牛新屋など)・家族(年齢・人數)・馬数・牛數・波柿之木数等、これも豊田村「名寄帳」と内容がほぼ一致している。このよつて寛永二一年豊田村では、いわゆる「家数・人數・馬數・牛數改帳」が「名寄帳」と呼ばれていたといふ。

4 いわゆる名寄帳

最後に従来いわれている名寄帳についてみておきたい。「小谷家文書」では六冊確認してある。文禄五年(一五九六)九月一一月吉日付の「泉州上神谷大庭寺分豊田村御差出帳」(22)の前半部分は普通の名寄帳形式で書かれている。慶長三年一一〇月吉日付の大庭寺村・深田村・小代村「名寄帳」(23)は、地字・反歛・分米・合(合計)の項目で書かれている普通の名寄帳である。ただし「うせん」「ことひや」など、行方不明・死亡者についても記入されてある。一七世紀前半で唯一「名寄帳」という表題が書かれている、いわゆる一般にいわれれる名寄帳は、この帳簿のみである。ただし、これは豊田村のものではないことに注意したい。(いわゆる「名寄帳」という表題がある名寄帳は寛文二年(一六六二)九月一一月吉日付「和泉大鳥郡上神谷之内豊田村名寄帳」(24)になる。また文政二年一月吉日付「泉砺大鳥郡片蔵村田畠名寄帳」(25)には「寛文二年古帳面を以写申候」という記載がある。)のほかにも年不詳・表題なしではあるが、中味はいわゆる名寄帳形式になつてある帳簿は、一冊(26)は目録や封筒には「豊田村慶長年間名寄帳」と書かれてあるが、人別(ハ)の「**々**」=合計が書かれてない。梅村を含んでゐるが、第一章三の「御物成拝帳」の

分析から、豊田村と梅村が分けて記載されるのは正保四年(一六四七)以降なので、「それから類推する」の帳簿は正保四年(一六四七)以前のものと推定できる。むつ一冊(27)は「此内へ一斗ましあり」という記載がたびたび書かれてくるものである。以上から考えると、上神谷付近ではこの寛文期ころに、従来いわれてくる名寄帳様式の帳簿が「名寄帳」と一般的に呼ばれるようになつたと考えられる。

5 小括

慶長年間から寛永末年頃までの豊田村では、「名寄帳」という表題を

もつ帳簿は、年貢勘定機能をはたすもの、年貢賦課高を記載したもの、家数人馬数牛数改帳など、その内容は多岐に及んでいた。すなわち個別百姓の「名」が書き上げられた「寄」せられた帳簿であれば、その内容に關係なく、「名寄帳」と呼ばれていたのである。ただし、豊田村以外で、従来いわれてている名寄帳を「名寄帳」と呼んでいる場合もあつた。しかし寛永年間中頃から、「名寄帳」の名称をもつ帳簿のうちから、年貢勘定機能はなくなり、その年貢納入の前提となる年貢賦課高のみを記載した帳簿も「名寄帳」と呼ばれるようになり、年貢勘定帳は別の名称で作成されるようになる。寛永二一年の家数人馬数牛数改帳も年貢勘定に関わる記載はないが、石高記載はある。そして寛文期頃には、最終的に「名寄帳」の名称を持つ帳簿は、いわゆる現在一般にいわれている名寄帳に収斂されるようになつたのである。

おわりに

山年貢高は当初は流動的で実態を反映したものであつたが、寛永末年幕領になると、ほぼ固定化＝形骸化されていったと想定できる。名寄帳も寛文期頃にならないう、いわゆる現在一般にいわれてゐる名寄帳を指す、ようにはならないう。」のようない点からして、いわゆる近世的な年貢徵収体系が定着化するのは、寛永末年から寛文期にかけてであると思わ

れる。それまでは、糸余曲折、すなわちもどりまな芽＝方向性があり、幕藩支配体制が定着化＝安定化する中で、年貢納入方法も固まってくるのではないか。

名寄帳については、戦国期にもその存在は指摘されており、その点からすればたしかに年貢納入方法は戦国期から連続している側面はある。しかし、帳簿の名称が固定化されていないことからみても、戦国期の年貢関係帳簿と近世初期の年貢関係帳簿が、実際に継承されたものなのか、変化したものか、具体的に検証していく必要があると思われる。

註

- (1) 国史大辞典編集委員会『国史大辞典 第十四巻』(吉川弘文館、一九九三年)
- (2) 大石久敬編大石慎三郎校訂『地方凡例録 上巻』(近藤出版社、一九六九年)、卷五之下。
- (3) 註(1)前掲書、第十四巻(吉川弘文館、一九八九年)
- (4) 「小」一四四一。
- (5) 「小」一四四一。
- (6) 「小」一四一六・一四一七。
- (7) 「小」一四四〇。
- (8) 釜室村三名の年貢高は「小」一一三八「元和三年九月吉日上神谷之内 釜室村物成帳」、片蔵村三良右衛門の年貢高は「小」一一〇「元和二年十一月廿五日 物成之帳 片蔵村」および「小」一一三一「元和三年十一月吉日 物成帳 片蔵村」による。
- (9) 「小」六一一〇。
- (10) 「小」五〇一六。
- (11) 「小」一六六七。
- (12) 「小」一六六九。
- (13) 「小」一六七〇。

- (14) 「小」 | 圓 卍 ○ °
- (15) 「小」 | 一一一 | °
- (16) 「小」 | 一一一 | °
- (17) 「小」 | 圓 八 | | °
- (18) 「小」 | 大 卍 | °
- (19) 「小」 | 大 卍 | °
- (20) 「小」 | 圓 ○ | °
- (21) 「小」 | 圓 ○ | °
- (22) 「小」 | 圓 | 圓 | | | °
- (23) 「小」 | 大 大 大 | °
- (24) 「小」 | 大 七 圓 | °
- (25) 「小」 | 大 八 | | °
- (26) 「小」 | 大 大 八 | | °
- (27) 「小」 | 大 卍 | | | °

【図】

山年貢賦課地	所持形態	
村持山	村持山	村持山 仲間山？
	百姓持山A(一般百姓)	
	百姓持山B(有力百姓)	個人百姓持山 仲間山
	百姓持山C((有力百姓、山年貢免除地))	
村々立合山	村々立合山	

【表1】

史料番号		2442	<th>2441</th> <td><th>1216・1217</th><td></td></td>	2441	<th>1216・1217</th> <td></td>	1216・1217	
年		文禄3年		年不詳		寛永21年	
表題		山年貢覚		山年貢之 覚		目録	
項目		山年貢		山年貢		山年貢	茶代
田中	2325	田中	2325	田中	1955		
鉢峯寺	4000	鉢峯寺	4000	鉢峯寺	4000	60	
釜室	290	釜室	290	釜室	140	40	
豊田	5175	豊田	11082.6	豊田	5325		
梅		梅		梅	1530		
畠	7958	畠	7958	畠	5133	150	
逆瀬川		逆瀬川		逆瀬川	2441	210	
富蔵	872	富蔵	872	富蔵	1577	30	
下條4村	2000	下條4村	*2400	下條4村	1995		
片蔵	1380	片蔵	1380	片蔵	880	60	
谷中内山	24000	谷中内山	29907.6	村々小前	24976	550	
田中	1595						
鉢峯寺							
釜室	2401						
豊田	6799						
梅							
畠	3268						
逆瀬川							
富蔵	879						
下條4村	8213						
片蔵	2845						
谷中立合	26000	谷12ヶ村 立合山	26000	9ヶ村立 合	25024		
〆	55000	〆	55907.6	〆	50000		
豊田村内 山小谷御 扶持	5000	豊田村内 山小谷御 扶持	内5000				

* 2000 の誤記か

【表2】

史料番号	1290	1246	1292/1293		1294	1295	1296/1297	1298	1300	1301	1302	1303	1304	1305
年	寛永6年	寛永6年	寛永9年		寛永15年	寛永19年	寛永20年	寛永21年	正保4年	慶安元年	慶安2年	慶安3年	慶安4年	承応元年
表題	払帳	物成帳之摺	御払帳		払帳	御物成払帳	御物成払帳	御物成払帳	御物成払帳	御物成払帳	御物成払帳	御物成払帳	御物成払帳	御物成払帳
村名／項目		山年貢	山年貢	茶代		山年貢	山年貢	山年貢	山年貢	山年貢	山年貢	山年貢	山年貢	山年貢
田中	x	3721	3721	x		3671	3671	3671	3671	3671	3671	3671	3671	3671
鉢峯寺	x	4000	4000	60	x	x	4060	4060	4060(茶代)	4060(茶代)	4060(茶代)	4060(茶代)	4060(茶代)	4060(茶代)
金室	x	2601	2601	40	x	x	2611(茶代) 共)	2611(茶代) 共)	2611(茶代)	2611(茶代)	2611(茶代)	2611(茶代)	2611(茶代)	2611(茶代)
豊田	x	12194	12274	x	x	12292	12294	12294	12294	12294	12294	12294	12294	12294
梅														
畠	x	7138	7138	150	x	x	7288(茶代) 共)	7288(茶代) 共)	7288(茶代)	7288(茶代)	7288(茶代)	7288(茶代) 共)	7288(茶代) 共)	7288(茶代)
逆瀬川	x	3728	3728	208	x	x	3938(茶代) 共)	3938(茶代) 共)	3938(茶代)	3938(茶代)	3938(茶代)	3938(茶代) 共)	3938(茶代) 共)	3938(茶代)
富蔵	x	1719	1719	32	x	x	1751(茶代) 共)	1751(茶代) 共)	1751(茶代)	1751(茶代)	1751(茶代)	1751(茶代) 共)	1751(茶代) 共)	1751(茶代)
片藏	x	4179	4109	60	x	x	4229(茶代) 共)	4229(茶代) 共)	4229(茶代)	4229(茶代)	4229(茶代)	4229(茶代) 共)	4229(茶代) 共)	4229(茶代)
小代	x	4881	4414	x	x	4481(和田) 村共)	4460	4457	4457	4457	4457	4457	4457	2755
大平寺	x	3589	2407	x	x	2407	2418	2420	2420	2420	2420	2420	2420	2420
大庭寺	x	2250	3889	x	x	3822	3840	3841	3841	3841	3841	3841	3841	3841
和田														
平井村	x	650	650	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
(実数べ)														
べ		50650	50650	550		50550	50560(茶代)	50560(茶代)	50560(茶代)	50560(茶代)	50560(茶代)	50560(茶代)	50560(茶代)	60560
							10000(たう き村)							10000(たう き村)

史料番号	1306	1307	1308	1309	1310	2427
年	承応3年	明暦元年	明暦2年	明暦3年	明暦4年	年不詳
表題	御物成払帳	御物成払帳	御物成払帳	御物成払帳	御物成払帳	村高同郡分帳
村名／項目	山年貢	山年貢	山年貢	山年貢	山年貢	山年貢
田中	3671	3671	3671	3671	3671	459000 1995
鉢峯寺	4060(山年 貢茶代)	4060	4060	4060	4060	324247 4060(山年 貢茶代共)
金室	2611	2611	2611	2611	2611	366000 180(山年貢 茶代共)
豊田	22294(内10 石ハたうき 山年貢)	12294(10石 ハたうき山 年貢) 共)	12294	12294	760200	5325
梅	-	-	-	-	-	171830 -
畠	7288	7288	7288	7288	7288	210102 5283(山年 貢茶代共)
逆瀬川	3938	3938	3938	3938	3938	179898 265(山年 貢茶代共)
富蔵	1751	1751	1751	1751	117001	771(山年貢 茶代共)
片蔵	4229	4229	4229	4229	4229	475760 940(山年貢 茶代共)
小代	2755	2755	2755	2755	1521950	下條 1995
大平寺	2420	2420	2420	2420	2420	下條 1995
大庭寺	3841	3841	3841	3841	3841	
和田	1702	1702	1702	1702	1702	
平井村						664994 650
(実数〆)						
〆	60560	60560	60560	60560	60560	
	50010山年 貢	たうき山年 貢共、茶代 共二				
	10000たうき					
	550茶代					